

平成 23 年第 1 回中心市街地重点路線等クリア作戦の 実施結果について

京都府警察本部及び関係警察署は、平成 23 年 10 月 12 日（水）、京都市など関係機関・団体等と連携したみだしの活動を実施しましたので、その結果について連絡します。

記

1 実施日時

平成 23 年 10 月 12 日（水）午後 1 時から午後 5 時までの間

※ 京都市等の街頭指導活動は午後 4 時まで

2 実施場所

四条通（東大路通～西大路通の間）

3 実施体制

警察（駐車監視員を含む） 約 60 人

京都市等，関係機関・団体 約 80 人 合計 140 人

4 実施結果

（1）検挙状況

駐停車違反など 62 件

（2）指導警告状況

351 件（内訳：一般車両 70 件，荷捌き車両 108 件，タクシー 175 件）

5 備考

本活動に関する特異な取扱はありません。

* 第1回中心市街地重点路線等クリア作戦

<出発式>



「違法駐車やめよう」

京の繁華街、マナー向上作戦

京都市の繁華街の交通マナー向上を訴える「中心市街地重点路線等クリア作戦」が12日、初めて四条通で行われた。交通指導員らがドライバーや客待ちタクシーに違法な駐停車をしないよう呼び掛けた。

市内の繁華街の幹線道路では違法な駐停車によりバスの運行に支障を来したり、歩道で自転車が行人と接触する事故が発生している。観光シーズンが迫っており、市と京都府警などが実施した。

市役所前での出発式の後、四条通の河原町一



違法な駐停車をしないようにドライバーに呼び掛ける市職員(京都市下京区)

烏丸間で約3時間、道路に列をつくるタクシーの運転手や荷積み業者に市職員ら100人が「ここに止めないで」と指導したり、歩道を走る自転手に「降りて走行してください」と訴えた。

市と府警は今後、烏丸通や河原町通でも行う予定。(立川真悟)

京都

四条通の渋滞解消へ

違法駐停車、一斉指導

歩道拡幅へ市

渋滞を引き起こす乗用車の駐停車や、客待ちタクシーの列を解消するため、京都市と府警などは12日、市中心部で、車道を4車線から2車線に減らし、歩道を拡幅する方針を示している。しかし、沿道商店に荷物を搬入する運搬業者や、タクシーの乗降、乗用車の違法駐停車が多く、車道2車線化には、それらを減らす必要がある。

この日は午後1時過ぎから同4時ごろまで取り締まりや指導を実施。市職員や警察官、業者でつくる組織「タクシー業務センター」の職員ら約100人が、乗降場所以外に停車しているタクシーや、違法駐停車をしている乗用車の運転手に指導をしていた。

【古屋敷尚子】



乗降場所からはみ出して停車するタクシーに移動を求め、市職員(下京区)の四条通で(画像を一部加工しています)

毎日

四条通から違法駐停車追放を



タクシー乗り場で区域外に駐停車しないよう
見守る京都市の指導員
＝京都市下京区の四条通

京都市の中心市街地にある主要道路の四条通で、市と府警などは12日、違法な客待ちタクシーや自転車マナーを指導する「第1回中心市街地重点路線等クリア作戦」を実施した。市が策定した「歩くまち・京都」総合交通戦略の一環で、大規模な指導は今回が初めて。

市はこれまでも指導を実施していたが、今回は東大路通から西大路通にかけ、府警と近畿運輸局京都運輸支局、京都タクシー業務センターと合同で総勢約140人体制で繰り広げた。

このうち市の違法駐車等防止指導員は午後から、烏丸通―四条大橋の区間を中心に、一般車や客待ちタクシーに違

「歩くまち・京都」実現へ 初の大規模指導

法駐停車をしないよう注意を呼びかけたり、歩道走る自転車に降車を促したりするなど、マナー啓発活動を行った。市サービス事業推進室の坂井良太郎課長は「歩いて楽しいまちづくりを推進するため、今後も定期的に関係機関と協力してやっていきたい」としている。

市は昨年1月、人と公共交通を優先するまちづくりを目標に、四条通などの主要道路で歩行空間を拡大することを盛り込んだ「歩くまち・京都」総合交通戦略」を策定。今年9月、烏丸通―川端通間（約1.1キロ）の四条通の車道を現在の片側2車線から1車線にして歩道を拡張する基本方針を示している。

産経

◆ 四条通で駐車違反指導

京都市が歩道の拡張を計画している四条通で、違法に駐停車している車両への一斉指導が12日、行われた。東大路―西大路間（約4キロ）で、京都市や府警、タクシー業界の関係者らが実施。四条河原町では、タクシー乗り場からはみ出したタクシーや駐停車中の一般車両を見つけると参加者が駆け寄り、離れるよう促した。この日の活動で駐車違反は26件摘発され、一般車両70件、荷さばき車両108件、タクシー175件に指導や警告が行われた。

読売